

○ 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）（抄）  
 ※ 宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令（令和五年内閣府令・国土交通省令第八号）による改正関係

改正後	改正前
<p>（法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）            第十六条の七 法第四十一条第五項の国土交通省令・内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに契約事項を記録したものを交付する措置</p> <p>2・3（略）</p> <p>（法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）            第十六条の九 令第四条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2（略）</p>	<p>（法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）            第十六条の七 法第四十一条第五項の国土交通省令・内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに契約事項を記録したものを交付する措置</p> <p>2・3（略）</p> <p>（法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）            第十六条の九 令第四条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2（略）</p>